

2022年6月14日

株主各位

会社名 株式会社トリドールホールディングス
(コード番号 3397 東証プライム)
代表者名 代表取締役社長 栗田 貴也
問合せ先 ファイナンス本部本部長 兼 財務部部長
山口 聡
電話番号 03-4221-8900

第32期定時株主総会の第1号議案に関する補足について

当社は、2022年6月29日に開催予定の第32期定時株主総会において、第1号議案（定款一部変更の件）として、①場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」といいます。）を可能とし、また②株主総会資料の電子提供制度に備えるため、定款変更を付議することになっております。このうち①の変更部分を取り上げ、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Service Inc.（以下「ISS」といいます。）より「反対」を推奨する旨の英文レポートが発行されている事実を確認しました。

つきましては、当該議案の①に関する部分につきまして下記のとおり補足説明いたします。株主の皆様におかれましては、下記をご確認の上、当該議案へのご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. ISSがバーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする定款変更に対する反対推奨の理由

ISSは、以下の点を根拠に本議案のバーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする定款変更部分について反対推奨しています。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、株主総会の開催形式をより柔軟にする場合があることは認識しているが、本議案では、会社が恒久的にバーチャルオンリー株主総会を実施することを認めており、本議案の文言では、会社がどのような状況においてバーチャルオンリー株主総会を開催するのかについて、明示されていない。
- (2) バーチャルオンリー株主総会は、株主が取締役の責任を追及する機会に影響を与え、経営陣と株主間の有意義な対話を阻害する可能性がある。例えば、株主が質問し、会社から回答を得ることが困難となり、さらに経営陣が歓迎しない株主の質問や活動が、経営陣に有利な方法で都合よく恣意的に処理される可能性もある。

2. 当社の見解

上記の反対推奨の内容に関し、「第1号議案 定款一部変更の件」のうちバーチャルオンリー株主総会の開催を可能とする定款変更は、株主の皆様との対話を推進することを目的としております。以下にて当社見解を詳しくご説明しております。

- (1) 当社のリスクマネジメント上、緊急時に確実に株主総会を開催し、事業を継続するため、バーチャルオンリー株主総会を選択可能としておくことは重要であると考えております。今後、新型コロナウイルス感染症以外の新たな感染症のパンデミック発生や、将来的な首都直下地震等の大規模災害の発生も懸念されている中、当社はどのような状況下においても、確実に株主総会を開催し、事業を継続する責務があり、感染症の拡大や大規模災害に限らず、不測の事態に備え、バーチャルオンリー株主総会を選択可能とすることが、リスクマネジメントの観点からも必要と考えております。
- (2) バーチャルオンリー株主総会においても、株主の皆様の権利を制限するものではなく、また、会社にとって有利になるような恣意的な運用は法律上許容されていないと認識しております。

バーチャルオンリー株主総会であっても、物理的に開催する従来の株主総会と同様に、会社法の原則どおり、株主の皆様からの質問、動議、議決権行使を受け付ける必要があり、株主の皆様のこれらの権利は十分に保証されます。また、会社にとって不利な質問を取り上げないなどの恣意的な運営を行った場合、不正なものとして株主総会決議の取消事由となる可能性があります。
- (3) バーチャルオンリー株主総会は、非居住者を含む遠隔地の株主の皆様が出席しやすく、物理的な会場の確保が不要なため、運営コストの低減や臨時株主総会を含む株主総会の機動的な開催を可能とし、株主総会の活性化、効率化につながるメリットがあると考えております。またバーチャルオンリー株主総会は、全ての株主の皆様がインターネット等により出席することになるため、公平に権利行使の機会が確保されることとなります。以上のことから、バーチャルオンリー株主総会は、株主の皆様との有意義な対話を阻害するものではなく、むしろ促進するものであると考えております。
- (4) 本議案は、当社の株主総会を「バーチャルオンリー株主総会」とすることができる旨の定款変更であって、将来的なバーチャルオンリー株主総会の開催を決定するものではありません。今後も株主の皆様のご意見を広く伺いながら、非居住者や遠隔地などにお住まいで物理的な来場が難しい株主の皆様への権利行使の確保や対話の充実などを総合的に考慮し、利益のある適切な株主総会の開催方法を選択してまいります。
- (5) バーチャルオンリー株主総会を開催するためには、招集決定時において、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認が求められているところ、当社は既に両大臣からの確認を得ております。

また、本確認申請時において、「通信方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針」を定めることが求められており、当社がバーチャルオンリー株主総会を実施することとした場合には、株主の皆様の利益確保に配慮し、公平性を実現するための手段として様々な手段を講じることを予定しております。

上記のとおり、当社といたしましては、バーチャルオンリー株主総会は株主の皆様の権利行使や利益を阻害するものではなく、株主総会の効率化、円滑化、ひいては当社と株主の皆様との間の積極的な対話に資するものであると考えております。従来の方法にとらわれることなく、今後の企業価値向上に向けた取組みの一つとして、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上